

第4 消防用設備等の設置単位

1 建築物である防火対象物に係る消防用設備等の設置単位については特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項、令第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1) 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

(2) 次の2から4までに適合する場合は、原則として令別表第1の適用にあたっては別の防火対象物として取り扱うものであること。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

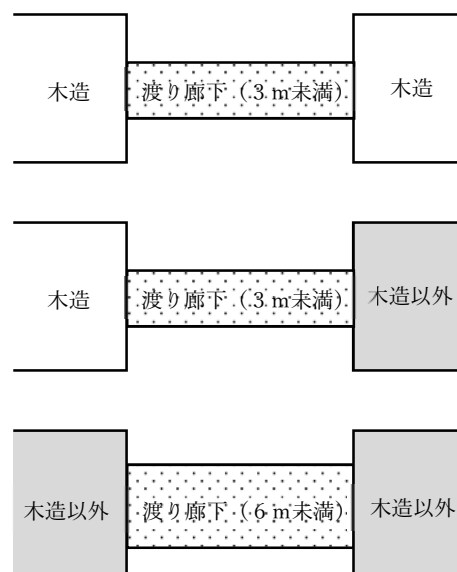
※(1)の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次により指導すること。

① 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。

② 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

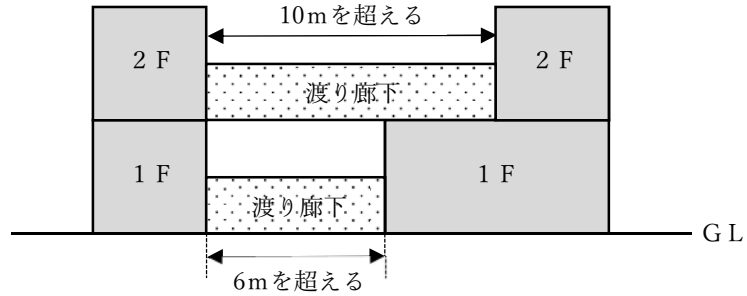
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（第4-1図参照）



第4-1図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。
(第4-2図参照)

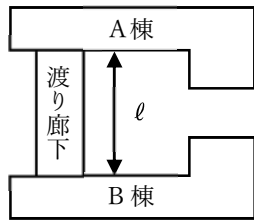


第4-2図

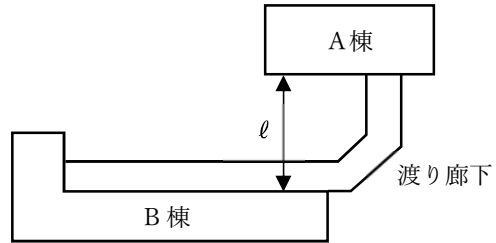
※ 建築物相互間の距離は、次によること。

① 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離 (l) によること。(第4-3図参照)

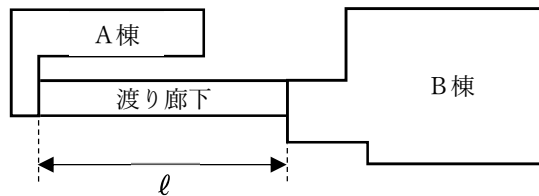
【例1】



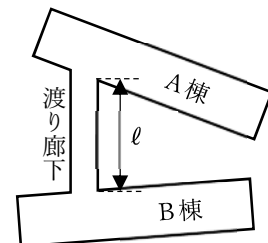
【例2】



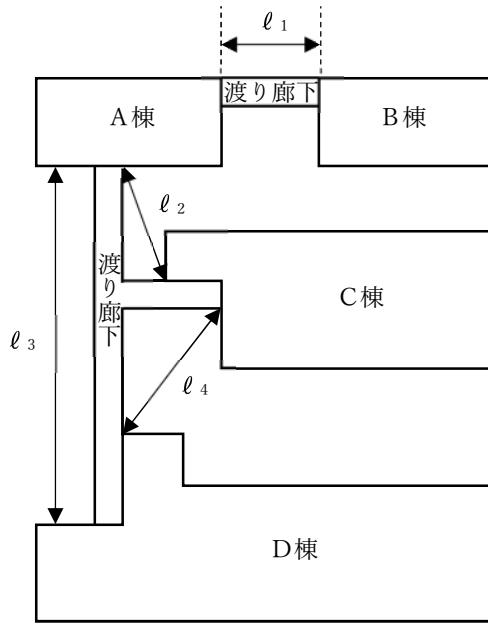
【例3】



【例4】



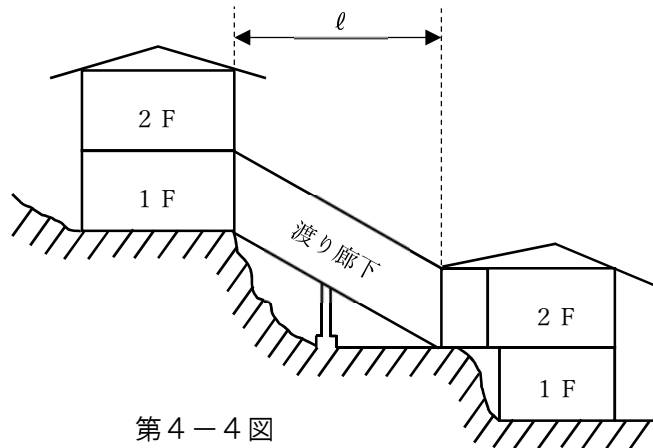
【例5】



- ・ A棟とB棟の間にあつては l_1
- ・ A棟とC棟の間にあつては l_2
- ・ A棟とD棟の間にあつては l_3
- ・ C棟とD棟の間にあつては l_4

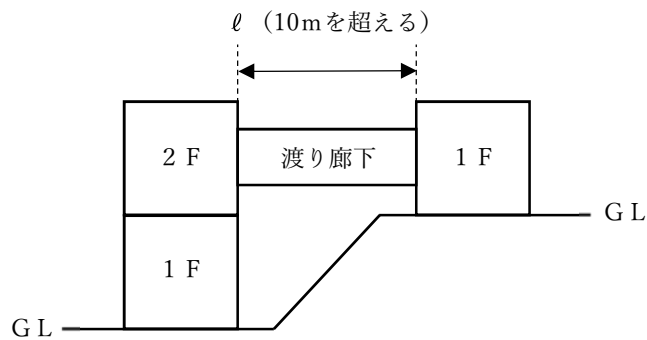
第4-3図

- ② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離(l)によること。
(第4-4図参照)



第4-4図

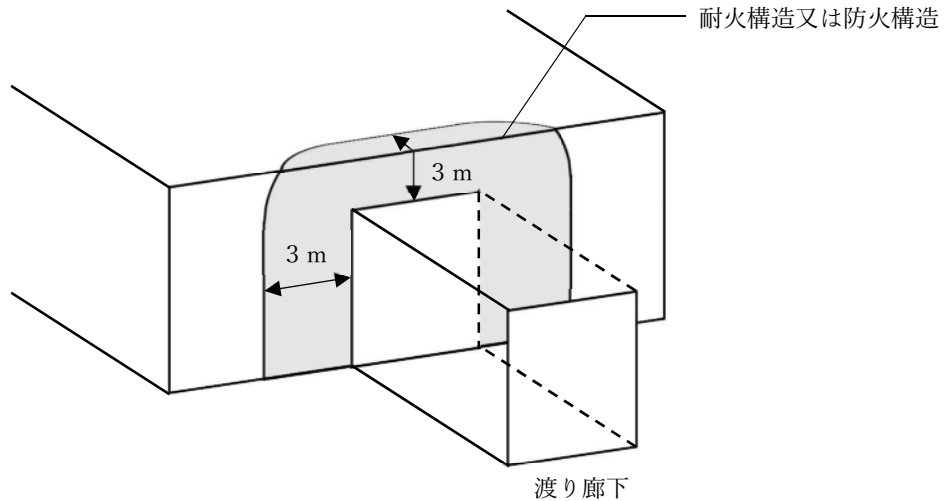
- ③ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離(l)によること。
(第4-5図参照)



第4-5図

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次の a 又は b によること。

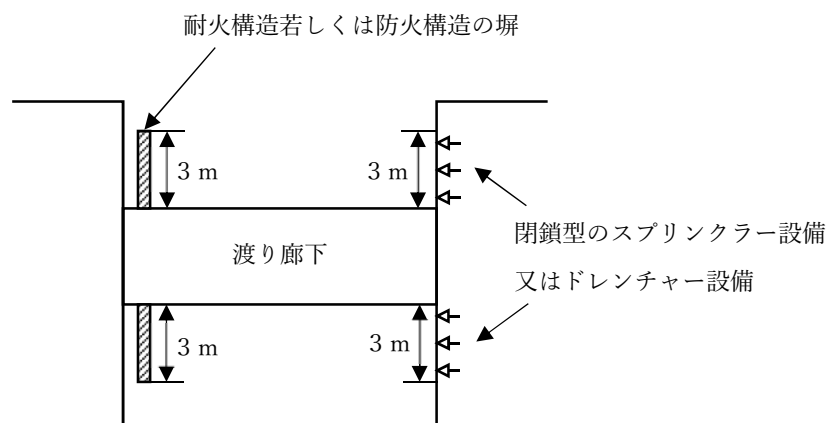
a 耐火構造又は防火構造で造られていること。（第4-6図参照）



第4-6図

b a以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。（第4-7図参照）

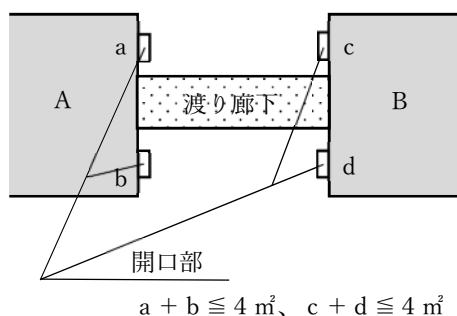
※スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は令12条第2項の基準の例によること。



第4-7図

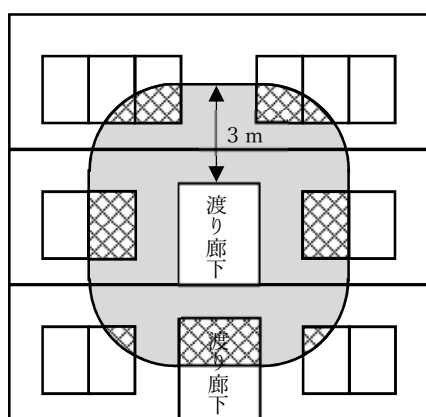
(イ) (ア) の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m^2 以下の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りではない。

(第4-8図、第4-9図参照)



第4-8図

※ 4 m^2 以下の開口部とは、A と B の防火対象物が接続する場合、A 側又は B 側の開口部面積の合計がそれぞれ 4 m^2 以下のものをいうものであること。



第4-9図

※ 2階の渡り廊下の接続部分を基準とした場合、網掛け部分の合計は 4 m^2 以下であること。

なお、一の開口部において、渡り廊下の接続部分から 3 m 以内の距離にある部分が内外に渡る場合は、建具全面を防火設備とすること。

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等の開放式で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の両側の上部が天井高の $1/2$ 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの

(b) 建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ、廊下の片側の上部が天井高の $1/2$ 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50 cm 以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の (a) から (d) までに適合するものであること。

(a) 建築物相互間の距離は 1 m 以上であること。

(b) 建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

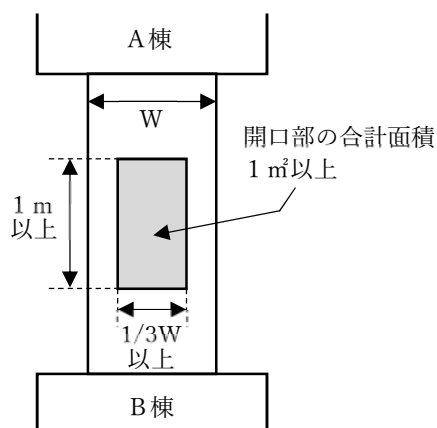
なお、防火設備がシャッターである場合は、当該シャッターに近接して建基政令第112条第19項第2号で定める防火戸を設けること。

(d) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $1/3$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるもの（天井面から 1.5 m 以内の距離にある部分に限る。）にあつては、その両側に渡り廊下の $1/3$ 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。（第4-10図参照）

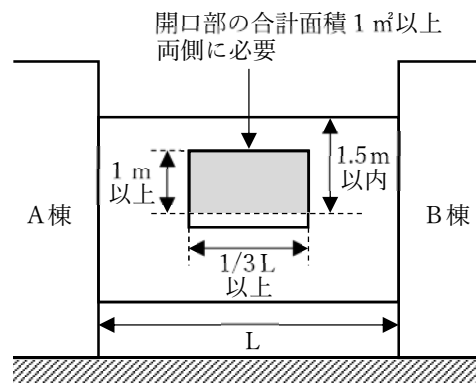
【屋根又は天井に設ける場合】

平面図



【外壁に設ける場合】

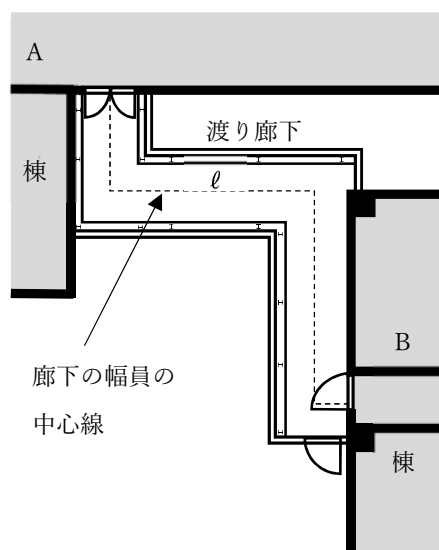
立面図



第4-10図

※渡り廊下の長さ（ l ）は、廊下の幅員の中心線により測定すること。

（第4-11図参照）



第4-11図

b 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものには非常電源が附置されていること。

※自然排煙用開口部及び機械排煙設備の設置については、建基政令の規定を準用すること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次のアからクまでに適合する場合

※① 「天井部分が直接外気に常時開放されているもの」とは、当該連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2 mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

② 側壁部分が開放されているものは、前(1)の開放式の渡り廊下の基準によるものであること。

ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路で接続されている階の部分を含む。）の主要構造部は、耐火構造であること。

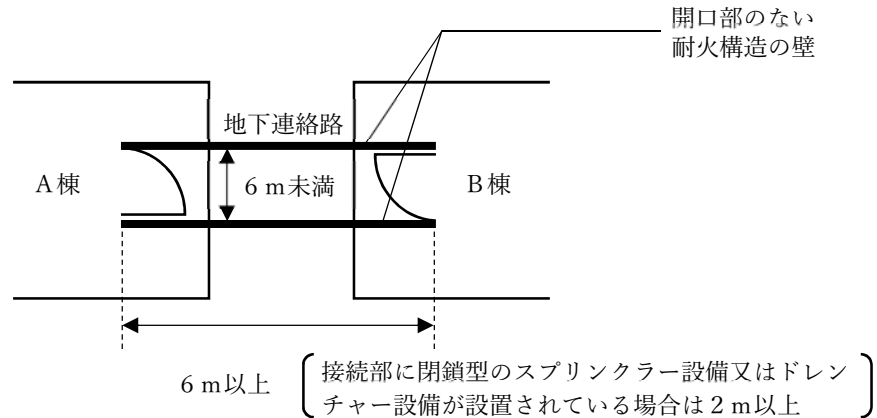
イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上

有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さを2 m以上とすることができる。

(第4-12図参照)



第4-12図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除できる非常電源を附置した機械排煙設備((1).ウ.(ウ).b.(d).b'によること。)が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次のアからオまでに適合する場合

(第4-13図参照)

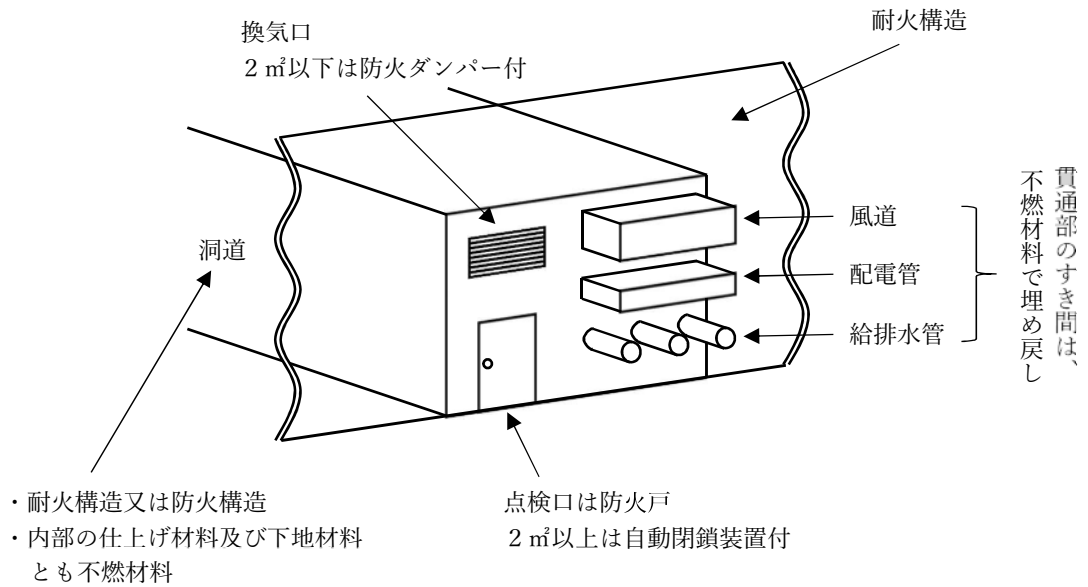
ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられる2 m²以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ アの点検のため開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には防火戸(開口部の面積が2 m²以上のものにあつては、自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。

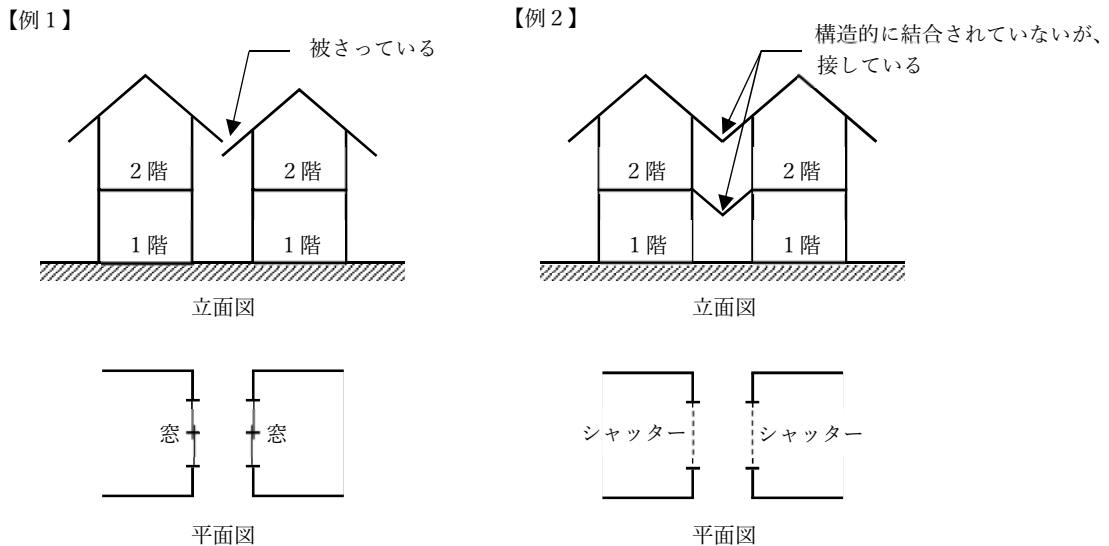
オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防水ダンパーが設けられていること。



第4-13図

3 前2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

- (1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨樋を共有する場合
- (2) 建築物と建築物の屋根又は庇が被さっている場合又は接している場合（第4-14図参照）



第4-14図

- (3) 建築物と建築物が、構造上独立している開放性のある渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合
- (4) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合

(5) 建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、概ね 20 m²以下であること。ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ イの防火戸が防火シャッター（2段降下方式等避難上支障のないものを除く。）である場合は、当該シャッターに近接して建基政令第 112 条第 19 項第 2 号で定める防火戸が設けられていること。

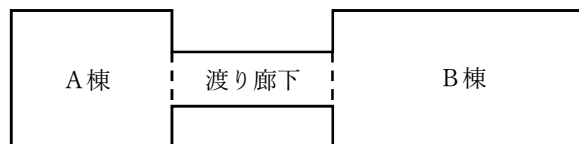
(6) 建築物と建築物が（一財）日本消防設備安全センターにおいて消防設備システム評価を取得した「緩衝帯を有する接続部」で接続される場合

4 その他

(1) 第 4-15 図に示すとおり、建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合、接続されている階の床面積は次によること。

ア A 棟及び B 棟が 1 棟となる場合は、A 棟及び B 棟の床面積並びに渡り廊下部分の床面積の合計を接続された階の床面積として取り扱うこと。

イ A 棟及び B 棟がそれぞれ別棟とみなされる場合は、A 棟及び B 棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。



第 4-15 図

(2) 建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の設置単位については、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができる。

ア 渡り廊下は不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下は前 2 の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の 1 階の外壁間の中心線から 1 階にあっては 3 m 以内、2 階以上の階にあっては 5 m 以内の範囲に存しないこと。